1節 介護サービスの充実強化

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスなどの在宅サービスの強化

現状と課題

■訪問看護等の医療サービスの状況

- ・ 介護サービス事業所数は年々増加傾向にあり、全体的なサービス提供体制の整備は進んでいますが、通所介護や短期入所生活介護などの伸びが大きい一方で、訪問看護等の医療サービスについてはまだ十分に提供されていない状況にあります。
- ・ 今後も要支援・要介護認定者は増加することが見込まれることや、地域によっては施設サービスが大きく伸びないことも予測されており、在宅サービスの重要性は、より一層高まっています。
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護など、地域によっては 中重度の要介護者を支える在宅介護サービス提供体制の整備が進んでいない状況にあります。

□介護サービスの種類

_ /.	きませんの種類		市町村が指定・監督を行うサービス		
		三・監督を17フリーにス			
,	居宅系サービス		居宅介護支援		
	○ 訪問系サービス	① 訪問介護	① 居宅介護支援(ケアマネジメント)		
		② 訪問入浴介護	地域密着型サービス		
		③ 訪問看護	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 		
要		④ 訪問リハビリテーション	② 夜間対応型訪問介護		
介護	○ 通所系サービス	① 通所介護	③ 認知症対応型通所介護		
1		② 通所リハビリテーション	④ 小規模多機能型居宅介護		
5	○ 入所系サービス	① 短期入所生活介護	⑤ 認知症対応型共同生活介護		
æ		② 短期入所療養介護	(グループホーム)		
要介		③ 特定施設入居者生活介護	⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護		
護 5	〇 福祉用具サービス	① 福祉用具貸与	⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
の		② 特定福祉用具販売	(小規模特養)		
方	施設サービス		⑧ 看護小規模多機能型居宅介護		
	① 介護老人福祉施設	(特別養護老人ホーム)	⑨ 地域密着型通所介護		
	② 介護老人保健施設				
	③ 介護療養型医療施設				
	④ 介護医療院				
	介護予防サービス		地域密着型介護予防サービス		
	○ 訪問系サービス	① 介護予防訪問入浴介護	① 介護予防認知症対応型通所介護		
要支		② 介護予防訪問看護	② 介護予防小規模多機能型居宅介護		
援 1		③ 介護予防訪問リハビリテーション	③ 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※		
٠	○ 通所系サービス	① 介護予防通所リハビリテーション	(グループホーム)		
要支援	○ 入所系サービス	① 介護予防短期入所生活介護	※要支援1の方は対象外		
援		② 介護予防短期入所療養介護			
の		③ 介護予防特定施設入居者生活介護			
方	〇 福祉用具サービス	① 介護予防福祉用具貸与	1		
	② 特定福介護予防祉用具販売		1//		

今後の取組

◆サービス提供体制の強化

・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護について、保険者に対 し、導入に向けた情報提供や設備費用の支援を行い、サービス提供体制の整備が進んでいな い地域の解消を図ります。

◆サービスの質の向上

・ サービス従事者の研修体制や、事業者に対する指導監督体制の充実を図ります。

2 居宅サービス及び介護予防サービスの供給見込量

(1) 訪問系サービス

現状と課題

■訪問系サービスの状況

- ・ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯は今後も増加すると予測されており、訪問系サービスの需要は今後も増加していくものと考えられます。
- ・ 事業者数は、訪問介護、訪問入浴介護については横ばいで推移しており、訪問看護、訪問 リハビリテーションは増加傾向にあります。

【秋田県の供給見込量】

① 訪問介護

(単位:千円、回、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	給付費	7,085,350	7,331,182	7,659,941	8,105,451
	回数	215,343.9	223,010.5	233,167.4	246,392.7
	人数	9,778	10,147	10,524	11,368

② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

(単位:千円、回、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	給付費	622,503	653,134	688,300	749,273
訪問入浴介護	回数	4,425.4	4,641.4	4,892.4	5,326.8
	人数	1,029	1,086	1,143	1,261
	給付費	1,889	1,890	1,890	1,890
介護予防訪問入浴介護	回数	19.9	19.9	19.9	19.9
	人数	6	6	6	6

③ 訪問看護、介護予防訪問看護

(単位:千円、回、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	給付費	1,060,406	1,177,181	1,329,721	1,679,428
訪問看護	回数	15,071.0	16,914.1	19,288.5	24,864.3
	人数	2,340	2,537	2,771	3,182
介護予防訪問看護	給付費	99,431	115,402	133,780	156,891
	回数	1,634.9	1,904.7	2,212.8	2,609.6
	人数	305	364	432	515

④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

(単位:千円、回、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問リハビリテーション	給付費	170,300	190,929	210,089	286,521
	回数	4,966.8	5,564.4	6,120.2	8,347.0
	人数	491	539	587	680
人类又吐針即	給付費	27,699	34,577	40,496	61,697
介護予防訪問 リハビリテーション	回数	839.0	1,045.8	1,223.2	1,862.2
	人数	92	109	125	155

⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

(単位:千円、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅療養管理指導	給付費	150,656	168,781	188,414	227,572
石七原食官哇拍导	人数	1,851	2,056	2,280	2,730
介護予防居宅	給付費	9,195	10,748	12,480	16,740
療養管理指導	人数	100	114	131	171

資料(1)~(5):長寿社会課調べ

※介護予防訪問介護は、平成30年4月1日までに地域支援事業に移行しています。

今後の取組

◆安全で安心(快適)なサービスの提供

- 訪問系サービスのニーズに応えられるよう、サービス提供基盤の整備に努めるとともに、 市町村が地域の実情に合わせて取り組む生活支援サービスの提供を支援します。
- サービス利用者が適切なサービス提供が受けられるよう事業者を指導します。

(2) 通所系サービス

現状と課題

■通所系サービスの状況

- ・ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯は、今後も増加すると予測されており、通所系サ ービスの需要は今後も増加していくものと考えられます。
- ・ 通所介護(地域密着型通所介護を含む)の事業者数は増加傾向にあり、通所リハビリテー ションは横ばいで推移しています。
- ・ 小規模な通所介護事業所は、平成28年度から地域密着型サービスに移行し、また、介護 予防通所介護は、平成30年4月1日までに地域支援事業に移行しています。

【供給見込量】

① 通所介護

(単位:千円、回、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
通所介護	給付費	9,370,340	9,599,920	9,845,542	10,559,597
	回数	98,059.2	100,256.8	102,926.7	110,443.4
	人数	11,808	12,027	12,203	12,978

② 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

(単位:千円、回、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	給付費	2,387,839	2,433,654	2,491,552	2,658,120
通所リハビリテーション	回数	22,537.0	22,990.9	23,519.3	24,974.3
	人数	3,038	3,106	3,187	3,418
介護予防通所	給付費	283,349	296,863	314,522	345,079
リハビリテーション	人数	809	851	906	1,008

資料①、②:長寿社会課調べ

今後の取組

◆安全で安心なサービスの提供

- ・ 自立支援・重度化防止の観点から、心身機能の維持等に効果的な質の高いサービスを推奨します。
- ・ サービス利用者が適切なサービス提供が受けられるよう事業者を指導します。

(3) 入所系サービス

現状と課題

■入所系サービスの状況

・ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護は、事業所数及びサービス供給量ともに増加を続けています。

【秋田県の供給見込量】

① 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

(単位:千円、日、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	給付費	19,146,537	19,398,439	19,838,200	21,452,328
短期入所生活介護	日数	203,696.5	206,779.8	211,959.0	230,316.2
	人数	9,811	9,833	9,943	10,110
人类文叶特斯 2 65	給付費	105,352	112,486	117,821	146,868
介護予防短期入所 生活介護	日数	1,599.9	1,702.9	1,777.6	2,165.2
土冶月設	人数	206	213	215	226

② 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

(単位:千円、日、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	給付費	310,142	331,768	350,617	449,809
短期入所療養介護	日数	2,587.9	2,771.3	2,937.6	3,776.2
	人数	257	278	294	327
人类文叶行出。元	給付費	3,917	3,907	3,915	4,447
介護予防短期入所 療養介護	日数	38.4	38.3	38.4	43.8
原食月豉	人数	8	8	8	9

③ 特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護

(単位:千円、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
特定施設入所者生活介護	給付費	4,291,180	4,527,621	4,563,316	5,246,953
	人数	2,082	2,193	2,210	2,535
介護予防特定施設	給付費	229,135	243,252	243,890	292,146
入所者生活介護	人数	279	296	297	358

資料①~③:長寿社会課調べ

介護保険サービスの基盤強化と人材の確保

今後の取組

◆安全で安心(快適)なサービスの提供

- ・ 地域における入所系のニーズに対し、必要なサービス量を確保するよう市町村を支援します。
- ・ 「地域包括ケア強化法(※)」の施行により、保険者の関与が強化されたことから、短期入 所生活介護の新たな整備に当たっては、市町村との協議等を行い適切に対応します。
 - (※「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」 平成29年法律第52号。平成29年6月2日公布。)
- サービス利用者が適切なサービスを受けられるよう、事業者を指導します。

(4) 福祉用具サービス及び住宅改修

現状と課題

■福祉用具サービス及び住宅改修の状況

- ・ 要支援・要介護者の生活支援を行っていく中で、福祉用具貸与及び特定福祉用具購入については、介護支援専門員と福祉用具専門相談員の関わりが重要です。
- ・ 福祉用具貸与については、平成29年10月1日貸与分からTAISコード(※)を取得している製品でなければならないこととなっています。
- ・ 住宅改修では、家屋内の手すりの設置や段差の解消、玄関先の段差解消の工事等において、 サービス利用の増加が見込まれます。
 - ※ TAIS コードとは、5 桁の「企業コード」と6 桁の「福祉用具コード」を「-(N + T + T)」で結んだ「福祉用具情報システム」(TAIS)上の管理コード。

コードを付すことで情報の共有化を図り、探したい用具をいつでも、どこからでも検索・ 閲覧することができる。【例:00001-000010】

【秋田県の供給見込量】

① 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

(単位:千円、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
福祉用具貸与	給付費	2,306,871	2,384,977	2,472,788	2,712,525
価性用具具	人数	15,672	16,269	16,928	18,537
介護予防福祉用具貸与	給付費	221,448	232,787	244,683	278,074
介護了防悟性用具具子	人数	3,217	3,374	3,535	3,984

② 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

(単位:千円、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
特定福祉用具購入費	給付費	101,740	104,237	107,654	124,404
特定福祉用具購入費	人数	314	322	333	386
特定介護予防	給付費	24,861	25,773	27,075	40,433
福祉用具購入費	人数	88	92	97	142

③ 住宅改修費、介護予防住宅改修費

(単位:千円、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
住宅改修費	給付費	246,627	270,139	301,079	366,908
	人数	227	245	270	324
介護予防住宅改修費	給付費	96,390	91,054	94,663	103,088
介護予防住七以修賃	人数	86	80	83	89

資料①~③:長寿社会課調べ

今後の取組

◆安全で安心(快適)なサービスの提供

・ 定められた基準に沿って、安全に適正なサービスが提供されるよう事業者を指導します。

(5) 居宅介護支援·介護予防支援

現状と課題

■居宅介護支援・介護予防支援の状況

・ 要支援・要介護認定者数の増加に伴い、サービス利用の増加が見込まれることから、利用 者の様々なニーズやケースを的確に捉えることができる、介護支援専門員の対応力が求めら れています。

【秋田県の供給見込量】

① 居宅介護支援

(単位:千円、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	給付費	5,972,825	6,123,029	6,310,256	6,830,864
居宅介護支援	人数	32,835	33,687	34,748	37,631

② 介護予防支援

(単位:千円、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防支援	給付費	399,697	407,617	414,918	433,967
介護予防文援	人数	7,428	7,572	,617 414,918 572 7,708	8,063

資料①、②:長寿社会課調べ

今後の取組

◆居宅介護支援・介護予防のための支援

・ 利用者数の増加及び困難な事例にも対応できるよう、介護支援専門員の確保とともに各種 研修による資質の向上を図り、その人らしい生活の継続を支援します。

3 地域密着型サービスの供給見込量

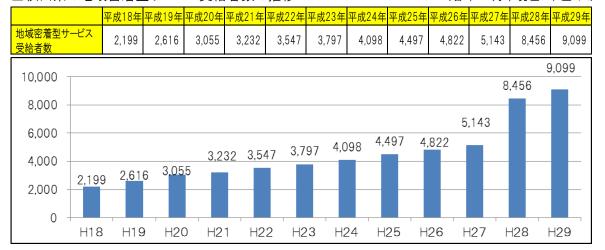
現状と課題

■地域密着型サービスの状況

- ・ 一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、また、認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、要介護状態になっても住み慣れた家庭や地域で生活が継続できるよう、地域密着型サービスの基盤を強化することが重要です。
- ・認知症対応型の共同生活介護、通所介護のサービス利用は、今後も増加すると見込まれます。

□秋田県の地域密着型サービス受給者数の推移

(各年10月末現在 単位:人)



資料:介護保険事業状況報告

【秋田県の供給見込量】

① 定期巡回:随時対応型訪問介護看護

(単位:千円、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
定期巡回:随時対応型	給付費	380,354	544,380	575,125	830,368
訪問介護看護	人数	221	316	331	480

② 夜間対応型訪問介護

(単位:千円、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
夜間対応型訪問介護看護	給付費	3,527	3,529	3,529	7,457
夜間对心型訪問介護有護	人数	10	10	10	20

③ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

(単位:千円、回、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	給付費	524,765	558,864	599,947	675,728
認知症対応型通所介護	回数 4,316.9 4,623.6 4,951.4 人数 441 458 476	5,569.2			
	人数	441	458	476	506
ᇫᆓᇫᇠᇰᆉᆚᇰᆔ	給付費	10,824	12,358	17,945	28,043
介護予防認知症対応型 通所介護	給付費524,765558,864599,947回数4,316.94,623.64,951.4人数441458476給付費10,82412,35817,945回数113.2129.6179.5	268.4			
地	人数	17	19	23	25

④ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

(単位:千円、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
小規模多機能型居宅介護	給付費	3,501,356	3,708,257	4,021,002	4,393,325
小規模多機能型店七月護	人数	計費3,501,356数1,641計費183,736	1,705	1,828	1,987
介護予防小規模	給付費	183,736	205,587	207,520	245,461
多機能型居宅介護	人数	250	277	277	323

⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

(単位:千円、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
認知症対応型	給付費	7,996,239	8,256,981	8,486,141	8,917,365
共同生活介護	人数	2,713	2,799	2,876	3,021
介護予防認知症対応型	給付費	38,323	40,991	46,063	51,364
共同生活介護	人数	15	16	18	20

⑥ 地域密着型特定施設入所者生活介護

(単位:千円、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域密着型特定施設	給付費	621,797	748,225	751,526	822,007
入居者生活介護	人数	275	320	320	349

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(単位:千円、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域密着型介護老人福祉	給付費	2,636,622	2,676,906	2,863,966	3,143,270
施設入所者生活介護	人数	850	863	921	1,012

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

(単位:千円、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
看護小規模多機能型	給付費	350,676	478,944	508,266	684,154
居宅介護	人数	119	201	205	265

⑨ 地域密着型通所介護

(単位:千円、回、人)

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	給付費	2,998,379	3,263,800	3,565,278	4,052,291
地域密着型通所介護	回数	31,090.5	33,887.8	37,071.0	42,229.3
	人数	4,043	4,395	4,836	5,574

資料①~⑨:長寿社会課調べ

今後の取組

◆安全で安心(快適)なサービスの提供

- ・ 利用者の在宅生活の継続を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問 介護等のサービスについて、市町村に他県等の好事例の情報提供等を行い、啓発に努めるな ど、サービスの普及に向けた支援を行います。
- ・ 市町村の日常生活圏域においてサービスが利用できるよう、地域医療介護総合確保基金の 有効活用等により、施設整備等について支援します。

2節 地域密着型サービス施設等の整備及び開設の支援

1 介護保険施設の必要入所定員総数(療養病床からの受け皿整備)

現状と課題

■施設整備の必要性

- ・ 本県の65歳以上人口は、2020年(平成32年)には、約35.7万人(高齢化率37.2%)と推計されていますが、それ以降は、概ね減少に転じると推計されています。
- 一方、高齢化率は上昇を続け、2025年(平成37年)には39.5%となり、2030年(平成42年)には全国で唯一40%を超えて41.0%になると推計されています。
 (推計値:国立社会保障・人口問題研究所の平成25年3月推計)
- ・ こうした状況を踏まえ、介護予防や地域包括ケアシステムを推進するとともに、地域密着型サービス施設等の整備を進めていく必要があります。
- ・ 介護保険施設の必要入所定員総数については、今後の高齢者数の推移を見据え、認知症対 応型グループホームや有料老人ホーム等の入居施設の整備量とのバランスを図りながら見込 む必要があります。

■施設整備に当たっての視点

- ・ 介護保険施設の整備に当たっては、次の点に配慮する必要があります。
- (1) 利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重するとともにプライバシーの保護に努め、入所者が有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、提供するサービスの質の向上に努めること。
- (2) 施設サービスを受ける必要性が高いと認められる方を優先的に入所させることが必要であることから、入所決定の過程において、透明性、公平性の確保・徹底を、より一層図ること。
- (3) サービスの必要量を見極めながら、整備を進めること。

■施設種別ごとの視点

- (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
 - ・ 介護老人福祉施設については、在宅生活が困難な重度者の利用ニーズに対応するため、 引き続き計画的に整備を進めていく必要があります。

・ また、入所者の尊厳やプライバシー保護に配慮し、入居者個々の状況に対応できる、より質の高いケアを行うため、ユニット型施設の整備や従来型施設のプライバシー改修を引き続き進める必要があります。

(2) 介護老人保健施設

・ 介護老人保健施設については、介護老人福祉施設との役割の違いを明確にし、実態に即 した施設整備を進める必要があります。

(3) 介護療養型医療施設

- ・ 介護療養型医療施設については、病状に応じて医学的管理の下での介護を必要とする人のニーズや利用状況等を踏まえ指定してきましたが、国の施策により、2011年度(平成23年度)末までに廃止(2017年度(平成29年度)末まで期限延長)することとされていました。
- ・ しかしながら、廃止が進んでいない状況を踏まえ、廃止期限を更に2023年度(平成35年度)末まで延長し、介護医療院(※)等への転換を推進しています。
- ・ 今後は、国の施策を見極めつつ、入所者やその家族が安心して必要な施設サービスを享 受することができるように支援していく必要があります。

今後の取組

◆介護保険施設の整備方針

・ 施設整備に当たっては、圏域別の需要動向や在宅サービスの状況、また、認知症高齢者グループホームや特定施設などの利用状況を踏まえ、民間の施設整備とのバランスをとりつつ、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)の活用等により推進していくことを基本とします。

(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

- ・ 今後の整備に当たっては、圏域別の需要見込みなどを踏まえ、引き続き広域的な観点により整備を進めるとともに、施設で働く職員を確保するため、施設内の保育施設整備を進めます。
- ・ また、入所者一人ひとりの意思、人格及びプライバシーを尊重し、入所者が有する能力 に応じた日常生活を営むことができるよう、ユニット型を基本とした施設の整備を進めま す。

介護保険サービスの基盤強化と人材の確保

・ ユニット型以外の多床室(従来型多床室)施設においては、ユニット型へ改修するのための支援のみならず、地域や利用者の状況等を踏まえ、従来型多床室を維持する必要がある場合は、プライバシー保護のための改修を進めます。

(2) 介護老人保健施設

- ・ 今後の整備に当たっては、圏域別の需要見込みなどを踏まえ、引き続き広域的な観点より整備を進めるとともに、施設で働く職員を確保するため、施設内の保育施設整備も進めます。
- ・ 在宅復帰を目指すという本来の介護老人保健施設の役割を担うことができず、実質介護 老人福祉施設化している施設については、利用者の利便性と地域の需要を踏まえながら、 介護老人福祉施設への転換を支援します。

(3) 介護療養型医療施設

・ 引き続き、国の施策を見極めながら、介護医療院等への転換計画を支援します。

(4) 介護医療院(※)

- ・ 国の施策を見極めるとともに、事業者の意向等を踏まえ、介護療養病床施設からの転換 を推進します。
- ※ 介護医療院とは、介護療養型医療施設(介護療養病床)の受け皿となる、新しい介護保 険施設であり、以下のような特徴があります。
 - ・「生活の場としての機能」を兼ね備えている。
 - ・日常的に長期療養のための医療ケアが必要な重介護者を受け入れる。
 - ・ターミナルケアや看取りにも対応できる。

□介護老人福祉施設、介護老人保健施設の整備状況

(単位:人)

	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減 (26年度比)
大	介護老人福祉施設	829	858	858	29
館	(地域密着型介護老人福祉施設)	(58)	(87)	(87)	(29)
鹿	介護老人保健施設	637	637	637	0
角	総数	1,466	1,495	1,495	29
	介護老人福祉施設	383	478	478	95
北秋	(地域密着型介護老人福祉施設)	(40)	(69)	(69)	(29)
田田	介護老人保健施設	180	180	180	0
	総数	563	658	658	95
能	介護老人福祉施設	607	657	686	79
代	(地域密着型介護老人福祉施設)	(29)	(29)	(58)	(29)
山	介護老人保健施設	395	395	395	0
本	総数	1,002	1,052	1,081	79
秋	介護老人福祉施設	2,132	2,219	2,257	125
田	(地域密着型介護老人福祉施設) 介護老人保健施設	(163)	(250)	(288)	(125)
周	介護老人保健施設	2,008	2,008	2,008	0
辺	総数	4,140	4,227	4,265	125
由	介護老人福祉施設	961	990	1,040	79
に利か本	(地域密着型介護老人福祉施設)	(29)	(58)	(58)	(29)
ほ荘	介護老人保健施設	500	500	500	0
٠	総数	1,461	1,490	1,540	79
大	介護老人福祉施設	1,100	1,100	1,100	60
仙	(地域密着型介護老人福祉施設)	(29)	(29)	(29)	(0)
仙	介護老人保健施設	674	674	674	0
北	総数	1,774	1,774	1,774	60
4#	介護老人福祉施設	764	764	764	0
横	(地域密着型介護老人福祉施設)	(136)	(136)	(136)	(0)
手	介護老人保健施設	450	450	450	0
	総数	1,214	1,214	1,214	0
湯沢	介護老人福祉施設	573	573	573	24
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(138)	(138)	(138)	(44)
雄	介護老人保健施設	394	394	394	82
勝	総数	967	967	967	106
県	介護老人福祉施設	7,349	7,639	7,756	491
示	(地域密着型介護老人福祉施設)	(622)	(796)	(863)	(285)
計	介護老人保健施設	5,238	5,238	5,238	82
	総数	12,587	12,877	12,994	573

※定員数は各年度における整備実績であり、年度末の指定状況とは必ずしも一致しない。

※()は介護老人福祉施設の内数。

資料:長寿社会課調べ

□介護療養病床施設の転換状況

(単位:人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	転換数
大館·鹿角	298	274	274	24
能代·山本	129	129	129	0
湯沢·雄勝	10	10	10	82
県計	437	413	413	106

資料:長寿社会課調べ

介護保険サービスの基盤強化と人材の確保

□介護老人福祉施設、介護老人保健施設の整備計画

(単位:人)

					増減
	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	增減 (29年度比)
大	介護老人福祉施設	968	1,013	1,042	184
館	(地域密着型介護老人福祉施設)	(87)	(87)	(116)	(29)
鹿	介護老人保健施設	537	537	537	-100
角	総数	1,505	1,550	1,579	84
	介護老人福祉施設	478	478	478	0
北秋	(地域密着型介護老人福祉施設)	(69)	(69)	(69)	(0)
田田	介護老人保健施設	180	180	180	0
	総数	658	658	658	0
能	介護老人福祉施設	686	686	686	0
代	(地域密着型介護老人福祉施設)	(58)	(58)	(58)	(0)
山	介護老人保健施設	395	395	395	0
本	総数	1,081	1,081	1,081	0
秋	介護老人福祉施設	2,257	2,257	2,366	109
田	(地域密着型介護老人福祉施設)	(288)	(288)	(317)	(29)
周	介護老人保健施設	2,018	2,018	2,018	10
辺	総数	4,275	4,275	4,384	119
由	介護老人福祉施設	1,040	1,069	1,069	29
に利 か本	(地域密着型介護老人福祉施設)	(58)	(87)	(87)	(29)
ほ荘	介護老人保健施設	500	500	500	0
•	総数	1,540	1,569	1,569	29
大仙	介護老人福祉施設	1,222	1,222	1,261	161
1Щ	(地域密着型介護老人福祉施設)	(29)	(29)	(58)	(29)
仙	介護老人保健施設	674	674	674	0
北	総数	1,896	1,896	1,935	161
+#	介護老人福祉施設	764	764	764	0
横	(地域密着型介護老人福祉施設)	(136)	(136)	(136)	(0)
手	介護老人保健施設	450	450	450	0
	総数	1,214	1,214	1,214	0
湯沢	介護老人福祉施設	597	597	597	24
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(109)	(109)	(109)	(-29)
雄	介護老人保健施設	394	394	394	0
勝	総数	991	991	991	24
県	介護老人福祉施設	8,012	8,086	8,263	507
示	(地域密着型介護老人福祉施設)	(834)	(863)	(950)	(87)
計	介護老人保健施設	5,148	5,148	5,148	-90
	総数	13,160	13,234	13,411	417

※定員数は各年度における整備予定数。

※()は介護老人福祉施設の内数。

資料:長寿社会課調べ。

□介護療養病床施設の転換計画

(単位:人)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	転換数
大館·鹿角	274	274	52	222
能代·山本	0	0	0	129
湯沢·雄勝	0	0	0	10
県計	274	274	52	361

資料:長寿社会課調べ

2 特定施設の必要利用定員

現状と課題

■特定施設の概要と需要見込み

- ・ 特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者・要支援者が、日常生活 上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けるものであり、介護保険の対象となります。
- ・ 特定施設の対象となる施設は以下のとおりです。
 - ①養護老人ホーム ②軽費老人ホーム ③有料老人ホーム
 - ※「サービス付き高齢者向け住宅」については、「有料老人ホーム」に該当するものは特定 施設。
- ・ 特定施設入居者生活介護関連のサービスは、「特定施設入居者生活介護」、「地域密着型特定 施設入居者生活介護」、「介護予防特定施設入居者生活介護」の3種類があり、更に、「特定施 設入居者生活介護」については、「介護専用型」「混合型」の2種類があります。
- ・ 入居者が要介護者とその配偶者等に限られているものが「介護専用型」で、それ以外が「混 合型」です。

□特定施設入居者生活介護関連のサービスの分類

		指定権者	対象者
特定施設入居者	か護専用型 設入居者		要介護者
生活介護	混合型	秋田県	要介護者
地域密着型特定施設入居者生活介護		各市町村	要介護者
介護予防特定施設入居者生活介護		秋田県	要支援者

- ・ 平成25年から平成29年の5年間において、秋田県の総人口は54,187人減少し、 世帯数は3,202世帯減少しています。
- 一方、秋田県の65歳以上高齢者数は23,045人増加し、65歳以上だけの世帯数は19,319世帯増加しています。
- ・ 今後も高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加していくことが見込まれることから、有 料老人ホーム等の介護が付いている住まいのニーズは増加していくものと考えられます。

介護保険サービスの基盤強化と人材の確保

□秋田県の指定特定施設入居者生活介護の指定状況

(各年度末現在累計 単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定施設入居者	介護専用型	357	432	472
生活介護	混合型	1,986	2,061	2,125
地域密着型特定施設入居者生活介護		174	243	243

※平成 29 年度は平成 30 年 1 月現在。

資料:長寿社会課調べ

今後の取組

◆特定施設入居者生活介護の普及・推進

・ 高齢者の多様なニーズに対応するため、地域の実情に応じて、重度の要介護者が入所する 介護保険施設だけでなく、特定施設入居者生活介護の専用型特定施設・地域密着型特定施設 入居者生活介護の普及を図ります。

□指定特定施設入居者生活介護の必要利用定員

(単位:人)

(単位:人)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
特定施設入居者	介護専用型	382	382	382
生活介護	混合型	2,460	2,603	2,603
地域密着型特定施設入居者生活介護		292	316	316

資料:長寿社会課調べ

□指定特定施設入居者生活介護のうち、混合型の指定可能定員総数

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
指定可能定員総数	1,722	1,822	1,822

※混合型特定施設の入所定員総数に占める要介護者の割合は70%以下としている。

※平成30~32年度の必要利用定員総数を元に、各年度の70%で割り返した値。

資料:長寿社会課調べ

3 施設の個室・ユニット化の推進

現状と課題

■施設整備に当たっての視点

・ 利用者一人ひとりの意思と人格が尊重され、プライバシー保護の下、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるように施設を整備することが重要であり、居室の個室化・ ユニット化を推進しています。 ・ しかしながら、地域によっては、従来型多床室のニーズもあることから、その実情に応じて従来型多床室を維持する施設に対しては、プライバシー保護のための改修を推進する必要があります。

□秋田県の特別養護老人ホームにおけるプライバシーの保護状況

(平成 29 年度末 単位:人)

	定員			従来型		
施設種別	総数	ユニット型 個室		多因	末室	プライバシー の保護率
			凹土	改修済み※	未改修	1 11122
特別養護老人ホーム (定員30人以上)	6,843	1,852	665	977	3,349	51%
地域密着型特別養護 老人ホーム	776	720	6	0	50	94%

※利用者同士のプライバシーを確保するための、建具等で間仕切り等を設置する改修。

資料:長寿社会課調べ

今後の取組

◆介護保険施設の個室・ユニット化の推進

- ・ 入所者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重し、できる限り在宅に近い環境の下で生活ができるよう配慮しながら、より質の高いケアが提供できるよう、個室・ユニット化を積極的に推進します。
- ・ 介護老人福祉施設の創設、増床については、ユニット型による整備を基本として進めることとし、既存施設についても可能な限り個室・ユニット化を推進するとともに、地域や利用者の状況等を踏まえ、従来型多床室を維持する施設に対しては、プライバシー保護のための改修を支援します。
- ・ 介護老人保健施設の創設にあっては、ユニット型で整備することを基本とし、既存施設についても、個室・ユニット化の改修を支援します。
- ・ 入所者に対する処遇(いわゆる「ユニットケア」)が適切に実施されなければその効果を発揮できないことから、施設管理者や介護職員を対象としたユニットケアに係る理解や意識、介護技術の向上を図るための研修を実施します。

3節 介護人材の育成と確保

1 介護人材の現状と需給推計

現状と課題

■介護人材の需給推計

- ・ 人口減少や少子高齢化の進行が著しい本県は、今後、要介護者の増加や介護の担い手の不 足などが見込まれ、これに対応するための人材の確保が喫緊の課題となっています。
- ・ 本県では、人口の約2割が75歳以上の後期高齢者となる2025年(平成37年)には、約25,000人の介護人材が必要になると見込まれています。
- ・ 生産年齢人口の減少が見込まれる中にあっても、介護サービスや地域包括ケアシステムを 支えるための人材を確保する必要があります。

① 秋田県の介護職員数

(単位:人)

	施設サービス	居宅サービス	地域密着型サービス	合 計
平成25年度	4,855	11,654	3,534	20,043
平成26年度	5,150	3,563	11,936	20,649
平成27年度	5,144	3,725	12,264	21,133

資料:厚生労働省 「介護サービス施設・事業所調査」

② 秋田県の将来の介護サービス等利用者数に基づき推計した介護職員需要推計(単位:人)

	施設サービス	居宅サービス	地域密着型サービス	合 計
平成30年度	5,476	12,575	4,873	22,924
平成32年度	5,598	13,116	5,417	24,131
平成37年度	5,670	13,798	5,967	25,435

資料:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

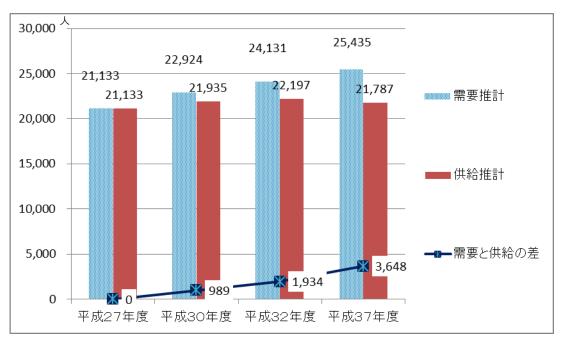
③ 秋田県の将来の介護職員の需給推計

(単位:人)

	需要推計	供給推計	需要と供給の差
平成27年度	21,133	21,133	0
平成30年度	22,924	21,935	989
平成32年度	24,131	22,197	1,934
平成37年度	25,435	21,787	3,648

資料:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

□秋田県内の将来の介護職員の需要推計



資料:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

今後の取組

◆基盤整備

・ 県と介護事業者が共通認識を持ち、お互いに協力しながら取り組む「介護サービス事業所 認証評価制度」の普及により、職員の処遇改善や人材育成などに積極的に取り組んでいる優 良な事業者を増やし、「見える化」することで、質の高い介護人材の確保・育成を図ります。

◆参入促進

- ・ 労働局や秋田県福祉保健人材・研修センターとの連携により、職業紹介、就職相談会等を 実施するほか、中学高校生等の職場体験や中高年齢者を対象とした入門研修・介護体験、離 職した介護福祉士等への再就業支援の実施等により、多様な層からの人材の参入を促進しま す。
- ・ 外国人技能実習制度に「介護」が加わったことや、介護福祉士資格を取得した外国人が日本で就労可能となるなど、介護分野における外国人の受入れの拡大が見込まれますが、その活用や定着には日本語習得などの課題があり、今後の国の支援策の動向等を注視しながら、制度の普及を検討します。

◆資質の向上

・ 介護職員等のキャリアアップを図るための各種研修の開催や、関係団体が開催する研修への支援のほか、地域包括ケアシステムの構築に向けた研修等を実施し、職員の資質の向上を図ります。

介護保険サービスの基盤強化と人材の確保

◆労働環境・処遇の改善

- ・ 介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業の実施により、加算取得を目指す事業者への支援を行い、介護職員の処遇改善を促進します。
- ・ 介護ロボットの導入支援や理学療法士による腰痛等予防対策の普及などにより、労働環境 等の改善による人材確保・定着が図られるよう支援します。

目 標 値

□介護保険施設等の介護職員数

(単位:人)

	H28(現状値)	H30	H31	H32	H33
介護施設等の 介護職員数	20,891	22,750	23,300	23,850	24,400

資料:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

※「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」(H30年度~H33年度)にも同様の数値目標を掲げている。

2 介護人材の養成状況

現状と課題

■介護人材の養成

- ・ 介護の現場で働く人材には、利用者への直接処遇に従事する介護職員のほか、相談援助業務に従事する介護支援専門員や生活相談員、医療行為を担う看護職員やリハビリ職員などがおり、そのほかのサービスを支える職員とともにチームケアにあたっています。
- ・ 生産年齢人口の減少の中で限られた人材を有効に活用するため、それぞれの能力や求められる役割に応じた人材配置や養成を進め、良質なチームケアを提供していく必要があります。
- ・ 介護福祉士については、介護福祉士修学資金等貸付事業により修学資金や実務者研修の受 講費用について返還免除付きの貸付を行うなど、養成のための支援を行っています。

□秋田県の介護支援専門員実務研修受講試験合格者数

(単位:人)

平成10~24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
5,768	257	341	156	148	231	6,901

資料:長寿社会課調べ

□秋田県の主任介護支援専門員研修修了者数

(単位:人)

平成10~24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
653	79	75	106	83	74	1,070

資料:長寿社会課調べ

今後の取組

◆人材の養成支援

- ・ 「介護サービス事業所認証評価制度」の普及や中高生への介護の出前授業、地域住民に対する介護の仕事を紹介するセミナーの開催等により、介護の仕事の理解促進を図ります。
- ・ 労働局や秋田県福祉保健人材・研修センターとの連携により、職業紹介、就職相談会等を 実施するほか、中学・高校生等の職場体験や中高年齢者を対象とした入門研修・介護体験、 離職した介護福祉士等への再就業支援の実施等により、多様な層からの人材の参入を促進し ます。(再掲)
- ・ 介護職員のキャリアアップ、介護技術向上のための研修、介護支援専門員の資質向上研修、 主任介護支援専門員に対する指導力等向上研修等を実施し、チームケアにあたる職員の資質 の向上を進めるとともに、研修に参加できるよう、研修受講者の代替職員の確保に係る経費 助成を行います。
- ・ キャリアパス (ある職位に就くまでの職歴経験) に沿ってチームリーダーを養成していく ため、階層別研修の実施や「キャリア段位制度」の普及などに努めます。
- ・ 介護施設等に従事する看護職員に認知症高齢者への対応、感染防止、看取りなど、現場の 課題に即した研修を実施し、実務者としての資質の向上を図ります。

□介護支援専門員の必要見込数

(単位:人)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
就業者数	2,354	2,389	2,426	2,547

資料:長寿社会課調べ

※秋田県人口の推移等による要介護者数の増加を基に算出している。

介護保険サービスの基盤強化と人材の確保

3 資質向上に向けた取組

現状と課題

■介護人材の資質

- ・ 介護現場での転倒等による骨折や誤嚥などの事故が発生しており、事故の防止、事故発生 のリスク軽減に取り組む必要があります。
- ・ また、認知症患者の増加への対応や地域包括ケアシステムの構築に向け、専門知識を有する介護職員等の計画的な養成が必要となっています。
- ・ 人材の量的確保とともに、高い専門性を持った人材を育成するため、専門性、技術レベルの 向上を図り、介護サービスの質の向上を目的とした研修の機会等を確保することが必要です。

今後の取組

◆資質の向上

- ・ サービス利用者の処遇改善のため、事故報告の徹底を図り、実態把握に努めるとともに事 故防止に向けた指導を継続します。
- ・ 介護職員等の資質の向上に向け、個別ケアの普及を図るための研修を重点的に実施します。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築のため、重要な役割を担う、理学療法士、作業療法士等を対 象とした人材育成研修を実施します。
- ・ 認知症介護に従事する職員の資質向上を図るため、引き続き実践的研修を実施するととも に、認知症介護の中核的人材を養成するほか、資質の維持・向上のためのフォローアップ研 修への参加を支援します。

4 地域医療介護総合確保基金の活用

現状と課題

■地域医療介護総合確保基金の概要

- ・ 団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年(平成37年)に向けて、地域包括ケアシステムの構築、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等が喫緊の課題となっています。
- ・ このため、平成26年度、国において、消費税増収分を活用した「地域医療介護総合確保基金」が創設され、介護分野においては、平成27年度から各都道府県に積み立てられました。(負担割合:国2/3、県1/3)

- ・ 本県では、この基金を活用し、介護保険事業支援計画における施設整備計画に基づき、介 護施設等の整備に関する事業、介護従事者の確保に関する事業を実施しています。
- ・ 今後の超高齢社会を見据え、地域密着型サービスの基盤となる施設や事業所を計画的に整備するとともに、要介護者の増加に伴う介護サービス量の増加に対応した人材の確保を進めていく必要があります。

□秋田県の地域医療介護総合確保基金の予算額

	各年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
内容	国予算(億円)	県計画額 (基金充当額) (千円)	県計画額 (基金充当額) (千円)	県計画額 (基金充当額) (千円)
介護基盤整備	724	2,970,049	1,303,928	675,394
介護施設等整備分	634	2,673,968	1,191,148	563,033
介護従事者確保分	90	296,081	112,780	112,361

資料:長寿社会課調べ

今後の取組

◆基金の活用方針

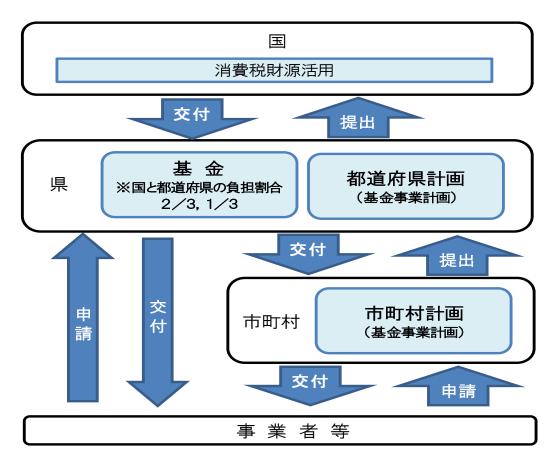
(介護施設等整備分)

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型サービス事業所の施設整備等を推進します。
- ・ 介護老人福祉施設の多床室において、利用者のプライバシー保護のための施設改修を支援 します。

(介護従事者確保分)

- ・ 「介護サービス事業所認証評価制度」の普及を推進するほか、「参入促進」、「資質の向上」、 「労働環境・処遇の改善」の三つを柱に総合的な対策を推進することにより、介護人材の需 給ギャップの解消に努めます。
- ・ 今後も、地域包括システムの構築を推進し、医療及び介護の総合的な確保に向けて積極的 に施策・事業を実施します。

□地域医療介護総合確保基金の概要



- ・ 毎年度10月頃に、各市町村及び事業者に、来年度の整備量について調査を行う。
- ・ 把握している各市町村の介護保険事業計画の需要見込み等を基に、来年度の事業量を決定し、国へ所要額を報告する。
- ・ 国からは、当該年度に交付決定される。
- ・秋田県は原則として当初予算への計上となる。

4節 介護サービス情報の公表制度の推進

1 介護サービス情報の公表制度の推進

現状と課題

■秋田県の介護サービス情報の公表の状況

- 介護サービス情報は、利用者が適切にサービス提供事業所を選択することができるよう、 法律でその公表が義務づけられています。
- ・ 本県では、委託先である秋田県社会福祉協議会に指定情報公表センターを設置し、全ての サービスを対象に情報の公表を実施しています。
- ・ 情報の公表は、指定情報公表センターのホームページで実施しており、介護事業所の比較機能や検索機能などに加え、地域包括支援センター検索及び生活支援等のサービス検索や、「医療機能情報・薬局機能情報提供制度」、「サービス付き高齢者向け住宅情報検索システム」など、他の公的情報提供サービスとの連携を図り、利用者の閲覧性の向上と情報の集約化を進めています。
- ・ また、情報の正確性を担保するため、県が策定した指針に基づき、3年ごとに事業所調査を実施し、適正な公表に努めています。

今後の取組

◆介護サービス情報の機能強化

- ・ 利用者が、身近なところで介護サービスや介護事業者などの情報を得られ、介護事業者をより良く選択できるよう情報公表システム内の情報の充実を図るとともに、利活用が促進されるよう情報公表システムの普及・啓発を促進します。
- ・ また、平成29年度からスタートした「介護サービス事業書認証評価制度」の事業者の取 組状況等について情報公表システム内に県独自の項目を設定するなど、事業者が積極的に情 報発信できる環境づくりを促進します。

介護保険サービスの基盤強化と人材の確保

□介護サービス情報公表制度の対象となるサービス一覧

		県が指気	・監督を行うサービス		市町村が指定・監督を行うサービス		
	居宅	系サービス		居宅	介護支援		
		〇 訪問系サービス	① 訪問介護		① 居宅介護支援(ケアマネジメント)		
			② 訪問入浴介護	地域	密着型サービス		
			③ 訪問看護		① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
要			④ 訪問リハビリテーション		② 夜間対応型訪問介護		
介		〇 通所系サービス	① 通所介護		③ 認知症対応型通所介護		
護 1			② 通所リハビリテーション		④ 小規模多機能型居宅介護		
5		〇 入所系サービス	① 短期入所生活介護		⑤ 認知症対応型共同生活介護		
			② 短期入所療養介護		(グループホーム)		
要介			③ 特定施設入居者生活介護		⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護		
護 5		〇 福祉用具サービス	① 福祉用具貸与		⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
の方			② 特定福祉用具販売		(小規模特養)		
ס	施設サービス			⑧ 看護小規模多機能型居宅介護			
		① 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)			⑨ 地域密着型通所介護		
		② 介護老人保健施設					
		③ 介護療養型医療施設					
		④ 介護医療院					
	介護	予防サービス		地域	密着型介護予防サービス		
要		○ 訪問系サービス	① 介護予防訪問入浴介護	******	① 介護予防認知症対応型通所介護		
支			② 介護予防訪問看護	******	② 介護予防小規模多機能型居宅介護		
援 1			③ 介護予防訪問リハビリテーション		③ 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※		
要		○ 通所系サービス	① 介護予防通所リハビリテーション		(グループホーム)		
支援		〇 入所系サービス	① 介護予防短期入所生活介護		※要支援1の方は対象外		
2			②介護予防短期入所療養介護				
の方			③ 介護予防特定施設入居者生活介護				
		〇 福祉用具サービス	① 介護予防福祉用具貸与				
			② 特定福介護予防祉用具販売				

5節 介護給付適正化の推進

1 介護給付適正化計画の推進

現状と課題

■介護給付の適正化

- ・ 高齢者数・要介護者数の増加に伴い、介護サービスの利用者も増加傾向にあります。
- ・ 介護給付費も増加を続け、公費負担の増加や保険料の上昇の要因となっています。
- ・ また、介護サービス事業者も大きく増加しましたが、未だ多くの事業者において、改善を 要する事項があることから、国、県及び保険者による事業者への指導・監査の強化が求めら れています。
- ・ 介護保険制度を将来にわたって持続可能な制度とするためには、介護給付の適正化を図り、 利用者が真に必要とするサービスを過不足なく提供することが大切です。
- ・ 介護給付の適正化のため、2018年度(平成30年度)から2020年度(平成32年度)までに県と市町村が取り組むべき目標を定めた「第4期介護給付適正化計画」を策定しています。
- ・ また、2018年度(平成30年度)からは、市町村が定める「介護保険事業計画」の中に、適正化事業に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めることとされています。
- ・ 介護給付の適正化を進めるためには、制度の運営主体である市町村の積極的な取組が重要です。

□秋田県の介護給付費の推計

(単位:百万円)

平成12年	平成25年	平成28年	平成32年	平成37年
43,926	99,925	104,730	119,633	127,621

※介護給付及び予防給付の全サービスの給付費の合計。

資料:平成 12~28 年度「介護保険事業状況報告」(厚生労働省)

平成32、37年度は地域包括ケア「見える化」システムから算出された推計額

介護保険サービスの基盤強化と人材の確保

□秋田県の介護給付費の推計



※介護給付及び予防給付の全サービスの給付費の合計。

資料: 平成 12~28 年度「介護保険事業状況報告」(厚生労働省)

平成32、37年度は地域包括ケア「見える化」システムから算出された推計額

今後の取組

◆「第4期介護給付適正化計画」の策定

- ・ 計画に基づき、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦 覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知の主要5事業に市町村が主体的に取り組むこと ができるよう、以下により支援します。
- (1) 市町村における、要介護認定が適正に行われるよう、認定調査員、認定審査会委員、主治 医に対する研修を実施します。
- (2) 市町村職員等に対する介護給付適正化事業に取り組むための必要な知識の習得を目的とした研修会を実施します。
- (3) 介護支援専門員の資質向上を図るための研修会を開催し、ケアマネジメントの適正化を図るとともに、介護支援専門員の指導的立場にある主任介護支援専門員と、地域全体のケアマネジメントの資質向上を目指し、主任介護支援専門員を対象とした研修会を開催します。
- (4) 秋田県国民健康保険団体連合会と連携し、市町村による介護給付適正化システムの積極的な活用を支援するとともに、秋田県国民健康保険団体連合会に対する業務委託の調整や市町村の取組事例の情報提供等を行います。

◆適正化事業の推進

・ 事業の実施状況や具体的な内容にも着目し、各事業の実施や内容の改善に向け、県と市町 村及び国保連が一体となって取り組みます。

□介護給付適正化事業の実施状況及び実施目標

適正化事業		実績	取組保険者	目標率(%)()	内は保険者数	
	適止化事業	H29までに 実施済	H30	H31	H32	
	①委託している認定調査の市町村職員によるチェック・点検 直営で認定調査を行っている場合の実態把握	86. 4(19)	90. 9(20)	95. 5(21)	100(22)	
ア. 要介護認定の 適正化	②格差是正に向けた取組	45. 5(10)	45. 5(10) 63. 6(14) 81. 8(18)			
	③その他、任意の事業		適宜	:実施		
イ. ケアプランの点 検	保険者によるケアプランの点検の実施	63. 6(14)	72. 7(16)	86. 4(19)		
	①住宅改修の点検	86. 4(19)	90. 9(20)	95. 5(21)	100(22)	
ウ. 住宅改修等の 点検	②福祉用具購入・貸与状況の確認	77. 3(17)	86. 4(19)	95. 5(21)		
	③その他、任意の事業		適宜	実施		
	①縦覧点検		100(22)			
エ. 縦覧点検·医療情報との突合	②医療情報との突合	100(22)				
	③その他、任意の事業	適宜実施				
才. 介護給付費通	①介護給付費通知の送付	68. 2(15)	72. 7(16)	80(18)	90(20)	
知	②その他、任意の事業	適宜実施				
カ. その他積極的な実施が望まれる	①国保連介護給付適正化システムにおける給付実績の活用	59. 1(13)	72. 7(16)	86. 4(19)	100(22)	
取組(給付実績の 活用)	②その他、任意の事業	適宜実施				
	①指導監督との情報共有	100(22)				
	②苦情・通報情報の適切な把握及び分析					
キ. 指導監督との連携	③不当請求あるいは誤請求の多い事業者への重点的な指導					
	④受給者等から提供された情報の活用					
⑤その他、任意の事業			適宜	実施		
ク. 制度の周知	適正化事業の意義や取組の周知・広報	45. 4(10)		100(22)		
ケ. その他	①適正化各事業の実施結果の活用 (事業者等へのフィードバック、周知のための勉強会・研修会の開催、等)	40. 9(9)	59. 1(13)	77. 3(17)	100(22)	
	②適正化の推進に役立つツールの活用 (見える化システム・適正化システム・地域ケア会議のいずれかの活用)	72. 7(16)	81. 8(18)	90(20)	100(22)	

資料:秋田県介護給付適正化計画

2 介護サービス事業者・施設に対する指導・監査

現状と課題

■介護サービス事業者等への指導・監査

- ・ 介護サービス事業者等の育成を支援し、介護サービスの質の確保と、その向上を図るため、 実地指導、集団指導等を定期的に実施していますが、未だ多くの事業所において、改善を要 する事項が認められています。
- ・ 介護サービス事業所数は今後も一定の増加が予想されることから、引き続き介護保険制度 に対する正しい認識と理解が得られるよう指導する必要があります。
- ・ 指定基準違反や不正請求等の疑いのある事業所に対しては、迅速、かつ、的確に監査を行 うなど、厳正に対処する必要があります。
- ・ 介護保険制度の公的性格から、介護サービス事業者には適切なサービス提供のほか、法令 遵守等のための業務管理体制の整備と届出が義務づけられています。

今後の取組

◆事業者への指導・監査

- ・ 介護サービスの質の確保と向上を図るため、実地指導、集団指導、監査等を実施します。
- ・ 不適切な介護サービスの提供や不正請求等が疑われる場合や、利用者・従業員等からの通報事案等に対しては、迅速に監査を行うなど厳正に対処します。
- ・ 介護職員の労働環境も含め、法令遵守等のための業務管理体制の整備について、指導します。